

広島県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十八号

広島県議会情報公開条例の一部を改正する条例

広島県議会情報公開条例（平成十四年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 審査請求等（第十七条―第二十九条）</p> <p>第四章 情報公開の総合的な推進（第三十条）</p> <p>第五章 雑則（第三十一条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「公文書」とは、広島県議会事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 議会が、県民の利用に供することを目的として保有しているもの</p> <p>二（略）</p> <p>（開示を請求できるもの）</p> <p>第五条 何人も、この条例の定めるところにより、広島県議会議長（以下「議長」という。）に対し、公文書の開示を請求することができる。</p> <p>（公文書の開示義務）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一 削除</p> <p>二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 審査請求等（第十七条―第二十六条）</p> <p>第四章 情報公開の総合的な推進（第二十七条）</p> <p>第五章 雑則（第二十八条―第三十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において「公文書」とは、広島県議会事務局（以下「議会事務局」という。）の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、議会事務局の職員が組織的に用いるものとして、広島県議会議長（以下「議長」という。）が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>一 議長が、県民の利用に供することを目的として保有しているもの</p> <p>二（略）</p> <p>（開示を請求できるもの）</p> <p>第五条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、公文書の開示を請求することができる。</p> <p>（公文書の開示義務）</p> <p>第十条（略）</p> <p>一 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないと認められる情報</p> <p>二 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、</p>

的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ・ハ （略）

二の二 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号

三十八 （略）

（部分開示）

第十一条 （略）

2 開示請求に係る公文書に前条第二号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（開示請求に係る手数料等）

第十五条 議長に対して開示請求をする者は、別表第一に定める区分及び金額による手数料を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合には手数料を徴収しない。

- 一 議長が第七条第二項の決定をした場合
- 二 開示請求者が閲覧の方法により開示を受ける場合

（他の制度等との調整）

第十六条 議長は、法令等（広島県議会個人情報保護条例（令和五年広島県条例第 号）を

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ・ハ （略）

三十八 （略）

（部分開示）

第十一条 （略）

2 開示請求に係る公文書に前条第二号に該当する情報（特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（費用負担）

第十五条 第五条の規定による請求に係る公文書の写しの交付を受ける者又は第二十四条第一項の規定による求めに係る意見書若しくは資料の交付を受ける者は、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

（他の制度等との調整）

第十六条 議長は、法令等（広島県議会個人情報保護条例（平成十七年広島県条例第六十六

除く。次項において同じ。）の規定により、開示請求に係る公文書が第九条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2-3 (略)

(広島県議会情報公開・個人情報保護審査会)
 第二十条 第十七条の二第一項の規定又は広島県議会個人情報保護条例第四十五条により意見を求められた事項について審議するため、広島県議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2-7 (略)

(手数料等)

第二十六条 第二十四条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表第二に定める区分及び金額による手数料（以下「手数料」という。）を納めなければならない。

2) 手数料は、第二十四条第一項の規定による交付の際に納めなければならない。

(手数料の減免)

第二十七条 審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(手数料に係る委任)

第二十八条 前二条に定めるもののほか、手数料に関し必要な事項は、議長が定める。

第二十九条 第三十三条 (略)

別表第一(第十五条関係)

区分	金額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇〇円(用紙の両面を用いるときは、四〇〇円)
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇〇円(用紙の両面を用いるときは、二〇〇円)
電磁的記録を光ディスクに複写すること	光ディスク一枚につき百円

号)を除く。次項において同じ。）の規定により、開示請求に係る公文書が第九条第二項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合）にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2-3 (略)

(広島県議会情報公開・個人情報保護審査会)
 第二十条 第十七条の二第一項の規定又は広島県議会個人情報保護条例第三十二条の二第一項により意見を求められた事項について審議するため、広島県議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2-7 (略)

第二十六条 第三十条 (略)

による交付

備考 用紙及び光ディスクの規格は、議長が別に定める。

別表第二(第二十六条関係)

区分	金額
カラーで複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき二〇〇円(用紙の両面を用いるときは、四〇〇円)
白黒で複写され、又は出力された用紙の交付	用紙一枚につき一〇〇円(用紙の両面を用いるときは、二〇〇円)
電磁的記録を光ディスクに複写することによる交付	光ディスク一枚につき百円

備考 用紙及び光ディスクの規格は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県議会情報公開条例第十条、第十一条及び第十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。